

T&M通信

～税務と経営～

● 今月の経営チェックポイント

新年度が始まります。4月より新年度（平成28年度）となります。

平成27年分所得税確定申告の振替納税日は次のとおりです。

（振替納税利用の方が対象です。）

所得税・・・4月20日（水） 消費税・・・4月25日（月）

固定資産税（都市計画税）の第1期分の納付の月です。（5月2日まで）

固定資産課税台帳への登録価格の審査の申出期間です。（納税通知書の交付を受けた日後60日までの期間）

平成28年4月分からの国民年金保険料は16,260円（月額）になります。

*口座振替で2年分前納すると、年間7,845円、1年分前納すると、年間4,090円、6ヶ月分前納すると、年間2,220円の割引があります。

協会けんぽ（全国健康保険協会京都支部）の平成28年度の健康保険料率は10.00%、介護保険料率は1.58%です。

4月、5月決算法人の方は、賞与等決算の対策の準備をして下さい。

今月の祝日は、29日（金）昭和の日です。

● 着眼点

リスクに備えよ

税理士 田中彰

平成27年分所得税の確定申告も当事務所では無事に終了しましたが、今年もいろいろな御相談を受けました。その一つに「家が火災で焼失し、火災保険で補えなかった損失は所得税の減額が出来るのか」というものがありました。これは内容的には、所得税の雑損控除の対象となるものです。

そこで、今回は雑損控除について説明させていただきます。国税庁のホームページにも内容は説明されていますが、概要として「災害や盗難・横領により資産に損害を受けた場合に一定金額の所得控除を受けることが出来る」というものです。ここで注意すべきは、損害を受けた資産が棚卸資産や事業用固定資産（これらは事業所得等の必要経費です）や別荘やゴルフ会員権や高価な貴金属・書画骨董など生活に通常必要でないものは、控除の対象とはならないことです。

次に損害の原因となる場合については、①震災等の自然現象の異変による災害②火災等人為による異常な災害③害虫等生物による異常な災害④盗難や横領です。詐欺や恐喝の場合は雑損控除を受けることができません。

損害金額について、減価償却資産である場合は減価償却費累計相当額を控除した金額を基に計算することが出来ます。消防署や警察署に提出した被災証明や盗難証明、横領の場合は告発書の写しなど損失を受けたことを証明できる書類を申告書に添付する必要があります。これらに記載された金額は重視されるでしょう。

ところで、万一災害が起きてしまったら雑損控除の規定はあるものの、この規定とは縁の無い方が

良いので、普段からリスクに備えることが重要であると思います。相談者の場合、箆笥の裏側でグルグル巻きにしたまま電気の延長コードを永年使用した結果、コードが熱を持ち発火したそうです。幸い家人は留守だったのでご本人等は無事でしたが、その分発見が遅れ家は全焼。火災保険の掛け方も十分ではなく新築費の負担が大きかったようです。私たちはまず他人が受けた事故や災害を、自分の事として受け止め出来るだけ同じ轍を踏まないようにしたいものです。

● 日本政策金融公庫の融資制度の創設と拡充について

中小企業庁は平成 28 年 1 月 20 日に成立した「平成 27 年度補正予算」を踏まえ、日本政策金融公庫の融資制度を創設、拡充し、中小企業の資金繰りを支援するために 2 月 22 日から運用を開始しました。

【概要】

以下のようなさまざまな前向きな取組を行う中小企業の資金繰りを支援するために、創設、拡充された日本政策金融公庫の融資制度です。

★まち・ひと・しごと創生貸付利率特例制度の創設

一定の条件に合った事業者については、各貸付制度に規定する貸付利率から 0.1% を控除した利率になります。

★制度の拡充

・ソーシャルビジネス支援資金の拡充

「待機児童ゼロ」「介護離職ゼロ」実現のため、保育、介護サービスを行う事業者については、規定の貸付利率から 0.9% 控除されます。

・TPP への対応、海外展開等への支援資金の拡充

海外販売強化、海外生産委託を新たに行う事業者については、規定の貸付利率から 0.4% 控除されます。

・企業活力強化資金の拡充

① 訪日外国人旅行者の需要を取り込む為の取組に対する貸付については、規定の貸付利率から 0.65% 控除されます。

② 親族内に後継者不在の小規模事業者の事業承継の為の資金については、規定の貸付利率から 0.65% 控除されます。

詳細は、中小企業庁又は日本政策金融公庫の HP をご参照ください。

(文責 田中 恵子)

● キャリアアップ助成金

新年度から新しく始めること、変更されることも多々あるかと思えます。そこで今回はキャリアアップ助成金について、ほんの一部ですがお知らせ致します。

キャリアアップ助成金は非正規労働者の待遇を改善した事業所に対しての助成金です。非正規労働者はパート、アルバイト、契約社員、派遣労働者等があげられます。

これまでの 6 コースから 3 コースに整理されました。

① 正社員化コース

② 人材育成コース

③ 処遇改善コース

a 賃金テーブル改定

b 共通処遇推進制度

(a) 健康診断制度

(b) 賃金テーブル共通化

c 短時間労働者の労働時間延長

リーマンショック後減り続けていた正社員も平成 27 年には増加に転じました。平成 28 年度の雇用保険料率は事業主負担、労働者負担とも 1/1000 ずつ引き下げられます。また、雇用保険二事業分も 0.5/1000 引き下げられます。この 100% 事業主から出ている雇用保険二事業分が助成金の原資です。ぜひご利用下さい。

(文責 渡辺 晶子)